慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	松村光三著 賃銀論
Sub Title	
Author	
Publisher	三田学会
Publication year	1913
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.7, No.2 (1913. 4) ,p.410(194)- 413(197)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	批評と紹介
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19130422-0194

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

頁に過ぎず。而かも其論旨は教育反對論とも見るべきものなり。美術奬勵に關しては著書の注意は二行の範圍を出でず。

要するに、本書に於て著者が單に學理の説述に止まらずして、實際的方面に亘りて讀者の參考と爲るべき研究を遂げられたるは頗る吾人の感謝に値するものなり。唯憾らくは著者の個人的嗜好が聊か本書の價値を傷けたることを。

村松光三著 賃銀論

明治四十五年四月寶文館發行
大判六一八頁　定價一圓八十錢

本書は東京高等商業學校教授關一氏の編纂に係る經濟學商業學研究叢書の第一冊にして、全書を前編と後編とに分ち、前編に於て賃銀學説を論じ、後編に於て賃銀政策を説く。前編は更に分ちて九章となし、賃銀基金説、賃銀鐵則説、新賃銀基金説、殘餘請求學説、限界効用學説、

社會主義者の賃銀學説、需要供給學説、コンラード及シュモラーの學説を順に説明し、且つ遂一之に批評を加へ、最後の第九章に於て著者は賃銀決定の法則に關する自己の意見を述ぶ。後編賃銀政策之を第一部賃銀制度、第二部賃銀確保政策及び第三部賃銀戰爭及其解決法に分つ。第一部賃銀制度の下に論ずる所は時間賃銀及個數賃銀制度、團體拂賃銀制度、賞與制度、從價昇降制度、利潤分配制度にして、第二部賃銀確保政策は更に分ちて、賃銀支拂保證策、最低賃銀、行政官廳及地方團體の賃銀政策と爲し、次に第三部賃銀戰爭及其解決法に於て賃銀戰爭、勞働協約及び勞働爭議解決の機關を論ず。

本書の前編卽ち賃銀學説の部は賃銀に關する主なる學説を擧げて。簡明に之を説述す。されば前編は一個の賃銀學説史としては、有名なる各學者の學説を網羅せるに非ざるを以て、聊か缺くる所なきにしもあらざれども、各學説に對

する代表的學者の所論を擧げたるを以て賃銀學説に關する一般的知識を得るには好參考書と謂つべし。

後編賃銀政策の部に於ては勞働者階級の利益を計る諸種の制度に關する一般の概念と諸國に於て是迄採り來りたる又は現に應用されつゝある方法を詳説せるを以て後編も亦頗る看るに足るべきもの多し。否、本書の特色は前者賃銀論よりは寧ろ後者賃銀政策の部に在りて、紙數の割合より論ずるも、全書の本文六百〇二頁中前編は百六十八頁を占むるに過ぎざるに反し、後編は其殘部四百五十頁に亘れるを以て、本書は名けて賃銀論となせども、寧ろ賃銀政策論と稱するを可とすべきにあらざるや、本書の行文は流暢にして、專門の學術書としては頗る、讀易き書物なり。賃銀に關する種々の學説を列擧批評せる後、著者自身が與へたる結論は左の如し。賃銀決定の法則は要するに勞働の給付に對する雇主の評價及雇主の支拂能力の綜合關係を最高標準とし、次に賃銀に對する勞働者の評價と勞働者の生活費用の綜合關係を最低標準とし是等上下の兩限界内に於て幾多の經濟的並に非經濟的原因に依りて常に左右せらるゝ動態現象にして、千變萬化容易に端倪す可からざるものあり。

前記最高最低兩標準の限界内に於て賃銀を左右するもの〻中にて經濟的原因は左の如し。

A. 雇主の數及勞働需要高　是れは(一)市場の盛衰、(二)土地の大小並に資本の種類分量及金融の緩急、(三)企業心の强弱及技術の進歩如何、(四)生産組織の良否に由りて定まるべし。

B. 勞働希望者の數及勞働供給高　此兩者は(一)勞働力の多少、(二)勞働心の强弱、(三)企業の盛衰、(四)勞働の品質仕事の性質(四)勞働者團結の有無に由りて定まるものとす。

C. 國民經濟上の原因　是れ國民經濟の發展社會の階級制度、市場の景氣、經濟組織、信用交通制度、生產方法、分業所得の形成及分配、技術の變遷、其他勞働協約、仲裁及和解會議、工業裁判所並に賃銀會議所の有無及び其發展の遲速如何を指す。

次に非經濟的原因は左の如し

A. 法制上の原因　人格の自由、營業、契約、移轉並に團結の自由を束縛する法制の有無は間接に賃銀決定上尠からざる影響を與ふるものなり。

B. 社會上の原因　勞働者の教育機關、慣習、風俗、情誼、倫理、宗教等も賃銀決定の上に多少の影響を與ふることあるものとす。

以上は著者が賃銀決定の法則に關して有する意見なるが、要するに、著者の言に據れば、如何にして賃銀が決定せらるゝものなるやは吾人の知ること能はざるなり。著者は又勞働の給付に對する雇主の評價及雇主の支拂能力の綜合關係及び賃銀に對する勞働者の評價と勞働者の生活費用の綜合關係なる字句を用ゐらるゝも、綜合關係は如何なる關係なるやを明確に說明せざるを以て、著者の所論は聊か明瞭を缺くものなりと云はざるべからず。賃銀に關する幾多の學說を批評したる後最後に簡單に結論として自己の意見を述ぶることは獨逸の學者間に流行すれども、這は決して吾人の模倣すべきものに非ざるを信ず。

獨逸學者の個人的品性は兎も角學術研究上の誠意と精力には萬人の感嘆措く能はざる所なり然りと雖も、彼等の長所は史實の考究に在りて推理力に非ず、批評力にして創作力に非ず。先輩の唱へたる學說の揚足を取るには頗る妙を得たりと雖も、結論として提供する自己の學說は自己が細密に批評せる學說よりも却つて粗雜な

るもの尠からず。

松村氏の著書も他の學說の記述批評に紙を割くこと百四十四頁なるに、自己の學說の爲に紙を費すこと僅かに二十二頁なり。著者が一獨特の主張を提供せんと欲せば他の學說の批評に二十二頁を費し、自己の說には百四十四頁を割くべかりしならずや。初より著者に賃銀學說史と銘を打つならば兎も角、苟くも賃銀論として江湖に提供すべきものならば、今一段の用意を要せざりしや。

加之、假りにも、賃銀論と銘を打ちたる書物に於て賃銀が如何にして決定せらるべきものなるや知るに由なしと云はれたるは遺憾の極みなり。賃銀決定の法則は果して吾人の知ること能はざるものなるや。世界何處に到るも人口の大多數は賃銀に依りて衣食せるに非ずや。從つて賃銀決定の法則は人生の一大問題に非ずや。されば、若し經濟學にして此重大なる問題を解決する能はずんば其の職責を盡したるものと云ふ能はざるべし。此問題が假令解決し難きものなりとも、否解決すること能はざるものなりとも、吾人は本書の著者の如き斷定を以て滿足すべからずして、益々研鑽考究を怠るべからざるなり。

Principles of Economics, Vol. II By Pierson

千九百十二年マクミラン會社發行

大判六百四十四頁

本書は和蘭の有名なる經濟學者にして又財政家たりし故ピールソン氏の著述に係る經濟原論の第二卷を飜譯せるものなり。原書の第一卷は千八百九十六年に發行せられ第二卷は千九百二年に上梓せられたり。第一卷に載する所は緒論、第一編交換論及び第二編貨幣論にして、此書物はウオッエル氏の筆に依りて飜譯せられ、原書第二卷の上梓せられたる年。卽ち千九百〇二年に倫敦に於て發行せられたり。

第二卷の譯述も亦第一卷と同一譯者の手に成りて、昨年卽ち第一卷の譯書の出版せられたる後十年目にて漸やく發行せらるるに至りたるものにして、之を以て原書全部の飜譯を完結す。

第二卷に收むる所は第三編生產と第四編國家の收入なり。第三編は之を五卷に分ち、生產の目的と性質、生產と射利心、人